

真鶴町女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月策定

真 鶴 町

真鶴町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月

真 鶴 町 長
真 鶴 町 議 会 議 長
真 鶴 町 教 育 委 員 会
真 鶴 町 選 挙 管 理 委 員 会
真 鶴 町 農 業 委 員 会

真鶴町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、真鶴町長、真鶴町議会議長、真鶴町教育委員会、真鶴町選挙管理委員会、真鶴町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会、町選挙管理委員会、町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会、町選挙管理委員会、町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

目標 1. 職員採用関係

真鶴町における採用した職員に占める女性職員の割合は平成 27 年度実績が 37.5%であり、低い水準にある。今後 5 年間で採用情報をホームページ、広報紙等を幅広く活用した積極的な周知を行い、女性の採用試験の受験割合及び採用割合を平均 40%に引き上げる。

目標 2. 配置登用関係

本計画期間内において、各役職段階ごとに適正な人材育成を実施し、出産・子育てなど個々の女性職員の事情に配慮した柔軟な人事を行い、管理的地位にあたる職員に占める女性職員の割合を、平成 27 年度実績の 13.3%から今後 5 年間で 20%以上に引き上げる。

目標 3. 継続就業及び仕事と家庭の両立

出産を控えている全ての男女に対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進を図るため、制度の周知の徹底、育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する所属職場との連絡体制の確保等必要な支援を行い、今後 5 年間で男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数において、配偶者出産休暇取得日数 2 日を 7 日に引き上げる。

また、ワークライフバランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくり、時間当たりの生産性を重視した人事評価を実施し、子育てしやすい職場をつくる。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を平成 32 年度までの 5 年間かけて実施する。

《目標 1 に対する取組内容》

積極的に町の PR を行い、イメージアップを図るとともに、広報紙等を通して採用試験実施の周知を図る。

《目標 2 に対する取組内容》

主幹・係長クラスの女性職員に対し積極的に研修を受講させるなど、管理職となるべき職員育成を図る。

《目標 3 に対する取組内容》

男性が育児休業を取得できる職場環境の整備を図る他、制度の周知を図るなど、対象職員に対して積極的に働き掛ける。